

令和8年度
会津若松市結婚新生活支援事業補助金
必要書類等チェックリスト

申請する前に、次の書類がそろっているか、記載内容に間違いや漏れなどがないか確認し、チェックしてください。

申請の際は、申請書類一式と一緒にこの用紙を提出してください。

(ふりがな) 申請者氏名	() 【生年月日】 年 月 日 【婚姻時年齢】 歳
(ふりがな) 配偶者氏名	() 【生年月日】 年 月 日 【婚姻時年齢】 歳
婚姻日	令和 年 月 日

今回提出する書類がある項目にチェックしてください。

- ◆全員が提出する書類 (P.1)
- ◇該当する方のみ提出する書類 (P.2)
- 1. 住宅を取得した場合の提出書類 (P.3)
- 2. 住宅をリフォームした場合の提出書類 (P.4,5)
- 3. 住宅を賃借した場合の提出書類 (P.6,7)
- 4. 引越をした場合の提出書類 (P.7)
- 5. アンケート (任意)

◆全員が提出する書類

チェック欄	必要書類・□確認ポイント
□	<p>・会津若松市結婚新生活支援事業補助金交付申請書（第1号様式）</p> <p>□ 右上の日付は、提出日になっていますか。</p> <p>□ 「申請者氏名」「配偶者氏名」の上にふりがなを記入しましたか。</p> <p>□ 「所得額（前年分）」は、提出する【所得・課税証明書】の「合計所得金額」と同じになっていますか。</p> <p>□ 申請する費用は、令和8年4月1日～令和9年3月31日の期間中に支払った分のみになっていますか。</p> <p>□ 裏面の該当要件について、「申請者記入欄」「配偶者記入欄」へそれぞれ☑をしましたか。</p>
□	<p>・婚姻届受理証明書または戸籍謄本 ※コピー不可</p> <p>□ 書類の取得日は申請日から起算して過去3ヶ月以内になっていますか。</p>
□	<p>・住民票の写し ※コピー不可</p> <p>□ 夫婦双方の住所、世帯主・続柄の記載はありますか。</p> <p>□ 書類の取得日は申請日から起算して過去3ヶ月以内になっていますか。</p>
□	<p>・夫婦の令和7年（2025年1月～12月）分の所得・課税証明書</p> <p>※コピー不可</p> <p>□ 夫婦2人分のもものがそろっていますか。</p> <p>※<u>所得がない場合も提出が必要です。</u>未申告で発行できない場合は、申告が必要です。</p>
□	<p>・同意書兼誓約書（第3号様式）</p> <p>□ 「【署名欄】」の日付は、提出日（申請書の提出日と同一）になっていますか。</p> <p>□ 「【署名欄】」は、自署または記名押印されていますか。</p> <p>□ 記名押印する場合の印鑑は、夫婦別々の印鑑になっていますか。</p>
□	<p>・会津若松市結婚新生活支援事業補助金交付請求書（第4号様式）</p> <p>□ 右上の日付は記入せず、空欄のまま提出ください。</p> <p>□ 請求額は、補助申請額（第1号様式）と同じになっていますか。</p>
□	<p>・債権者登録申請書</p> <p>□ 名称、住所、口座名義は申請書と同じになっていますか。</p> <p>□ 個人印の欄にはっきりと押印されていますか。</p> <p>□ 登録する金融機関の通帳の写し（通帳の表紙と、表紙を開いたページ）</p> <p>※金融機関名、支店名、口座番号、預金種類、口座名義人がわかるページ）</p>
□	<p>・必要書類等チェックリスト（こちらの用紙）</p>

◇該当する方のみ提出する書類

チェック欄	必要書類・□確認ポイント
<input type="checkbox"/>	<p>【合計所得が 500 万円以上で、貸与型奨学金を返還中の方】</p> <ul style="list-style-type: none">・貸与型奨学金の返済額が確認できる書類（返還証明書など） <p>□令和 7 年（2025 年 1 月～12 月の 1 年間）の返済（支払）額、返済（支払）日、返済（支払）先、返済（支払）者が記載されていますか。</p>

1. 住宅を取得した場合の提出書類

チェック欄	・必要書類/□確認ポイント
□	<p>・住宅の売買契約書または工事請負契約書の写し</p> <p>□契約日、契約物件名（所在地）、対象経費（建物代金）の金額、売主・買主または請負人・注文者双方の捺印が確認できる範囲の写し（コピー）になっていますか。</p> <p>□契約者は、申請者または配偶者ですか。</p>
□	<p>【住宅ローン支払いの場合】</p> <p>・金銭消費貸借契約書等の写し</p> <p>□契約日、資金使途、借入金額、返済方法、借主・貸主双方の捺印が確認できるものに限りします。</p> <p>□契約者は、申請者または配偶者に限りします。</p> <p>・ローン返済予定表の写し</p> <p>□支払者の氏名・支払先・毎月の返済額、返済期日、返済預金口座等が明記されていますか。</p> <p>□支払者は、申請者または配偶者ですか。</p>
□	<p>【婚姻日より前に住宅を取得した場合】</p> <p>・取得日（引き渡し日）が分かる書類（引き渡し証明書など）</p> <p>□取得日（引き渡し日）は、婚姻日から過去1年以内になっていますか。</p> <p>□夫婦両名の氏名の記載はありますか。</p>
□	<p>・領収書の写し（P. 8★要確認）</p> <p>□支払者の氏名・金額・支払の内容・受領日（支払日）・支払先が明記されていますか。</p> <p>□ローン支払いの場合、支払い状況が確認できる通帳の写し等がありますか。</p> <p>□支払者は、申請者または配偶者ですか。</p>
□	<p>【夫婦の一方または両方が会社等に勤務している場合】</p> <p>・住宅手当支給証明書（第2号様式）または申請する支払い月等に対応する月数分の給与明細書の写し</p> <p>□該当する場合、夫婦2人分のものでそろっていますか。</p> <p>※住宅手当を受けていない場合でも、金額欄に0円と記載した住宅手当支給証明書（第2号様式）か、給与明細書の写しを提出してください。</p> <p>※申請する支払い月に給与所得があった場合は、申請時点で離職している場合でも提出が必要です。</p> <p>※自営業である場合、または申請する賃料の支払月以前から無職であった場合は、同意書兼誓約書（第3号様式）の該当する箇所にチェックを入れてください。（住宅手当支給証明書（第2号様式）の提出は不要です。）</p>

2. 住宅をリフォームした場合の提出書類

チェック欄	・必要書類/□確認ポイント
□	<p>・住宅の工事請負契約書又は請書の写し</p> <p>□契約日、契約物件名（所在地）、対象経費（リフォーム代金）の金額、請負人・注文者双方（請書の場合は請負人）の捺印が確認できる範囲の写し（コピー）になっていますか。</p> <p>□契約者は、申請者または配偶者ですか。</p> <p>【婚姻日より前にリフォームの発注契約をした場合】</p> <p>□契約日は、婚姻日から過去1年以内になっていますか。</p> <p>□契約者は、申請者または配偶者ですか。</p>
□	<p>【リフォームローン支払いの場合】</p> <p>・金銭消費貸借契約書等の写し</p> <p>□契約日、資金使途、借入金額、返済方法、借主・貸主双方の捺印が確認できるものに限ります。</p> <p>□契約者は、申請者または配偶者に限ります。</p> <p>・ローン返済予定表の写し</p> <p>□支払者の氏名・支払先・毎月の返済額、返済期日、返済預金口座等が明記されていますか。</p> <p>□支払者は、申請者または配偶者ですか。</p>
□	<p>【賃貸住宅をリフォームした場合】</p> <p>・住宅の賃貸借契約書の写し</p> <p>□契約日、契約物件名、貸主・借主双方の捺印が確認できる範囲の写し（コピー）になっていますか。</p> <p>□契約者は、申請者または配偶者ですか。</p> <p>□リフォームの内容が、本来貸主（大家等）が負担すべきものでないことが確認できる記載がありますか。</p>
□	<p>・領収書の写し（P. 8★要確認）</p> <p>□支払者の氏名・金額・支払の内容・受領日（支払日）・支払先が明記されていますか。</p> <p>□ローン支払いの場合、支払い状況が確認できる通帳の写し等がありますか。</p> <p>□支払者は、申請者または配偶者ですか。</p>

チェック欄	・必要書類/□確認ポイント
□	<p>【夫婦の一方または両方が会社等に勤務している場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住宅手当支給証明書（第2号様式）または申請する支払い月等に対応する月数分の給与明細書の写し <p>□該当する場合、夫婦2人分のものがそろっていますか。</p> <p>※住宅手当を受けていない場合でも、<u>金額欄に0円と記載した住宅手当支給証明書（第2号様式）</u>か、<u>給与明細書の写し</u>を提出してください。</p> <p>※申請する支払い月に給与所得があった場合は、申請時点で離職している場合でも提出が必要です。</p> <p>※自営業である場合、または申請する賃料の支払月以前から無職であった場合は、同意書兼誓約書（第3号様式）の該当する箇所にチェックを入れてください。（住宅手当支給証明書（第2号様式）の提出は不要です。）</p>

3. 住宅を賃借した場合の提出書類

チェック欄	・必要書類/□確認ポイント
□	<p>・住宅の賃貸借契約書の写し</p> <p>□契約日、契約物件名、対象経費の金額・内訳、支払方法、貸主・借主双方の捺印が確認できる範囲の写し（コピー）になっていますか。</p> <p>※賃貸契約書に上記の事項がすべて書かれていない場合は、重要事項説明書の写しも提出ください。</p> <p>□契約者は、申請者または配偶者ですか。</p> <p>【婚姻日前から同居している場合】</p> <p>□夫婦両名またはどちらか一方の氏名が記載されていますか。</p>
□	<p>・領収書の写し（支払証明書でも可）（P. 8★要確認）</p> <p>□交付申請書（第1号様式）に記載した経費のすべてについての領収書がそろっていますか。</p> <p>□支払者の氏名・金額・支払の内容・受領日（支払日）・支払先が明記されていますか。</p> <p>□クレジットカード払いの場合は、カード利用明細書に支払者の氏名、金額、支払の内容または支払先の名称、カード利用日が記載されていますか。</p> <p>□支払者は、申請者または配偶者ですか。</p> <p>【夫婦の一方が婚姻前に入居していた住宅に、婚姻をきっかけとして一方が転居してきた場合】</p> <p>□申請する経費は、当該同居開始日（婚姻日から起算して過去1年以内で夫婦の氏名が記載された賃貸借契約の契約変更日）以降でかつ令和8年4月1日から令和9年3月31日までの支払分となっていますか。</p> <p>【婚姻前に夫婦で新たな賃貸住宅に、婚姻をきっかけとして居住した場合】</p> <p>□申請する経費は、婚姻日から起算して過去1年以内で当該物件の賃貸借契約に基づいた契約締結日以降でかつ令和8年4月1日から令和9年3月31日までの支払分となっていますか。</p>
□	<p>【夫婦の一方または両方が会社等に勤務している場合】</p> <p>・住宅手当支給証明書（第2号様式）または申請する賃料等に対応する月数分の給与明細書の写し</p> <p>□該当する場合、夫婦2人分のものでそろっていますか。</p> <p>※住宅手当を受けていない場合でも、金額欄に0円と記載した住宅手当支給証明書（第2号様式）か、給与明細書の写しを提出してください。</p> <p>※申請する賃料・共益費の支払月に給与所得があった場合は、申請時点で離職している場合でも提出が必要です。</p>

チェック欄	・必要書類/□確認ポイント
	<p>※自営業である場合、または申請する賃料の支払月以前から無職であった場合は、同意書兼誓約書（第3号様式）の該当する箇所にチェックを入れてください。（住宅手当支給証明書（第2号様式）の提出は不要です。）</p>

4. 引越をした場合の提出書類

チェック欄	・必要書類/□確認ポイント
□	<p>・引越費用の領収書の写し（P. 8★要確認）</p> <p>※領収書で引越先住所が確認できない場合は、見積書などの引越先住所が分かるものも添付してください。</p> <p>□支払者の氏名・金額・支払の内容・受領日（支払日）・支払先が明記されていますか。</p> <p>□引越先住所が明記されていますか。</p> <p>□支払者は、申請者または配偶者ですか。</p> <p>【夫婦の一方が婚姻前に入居していた住宅に、婚姻をきっかけとして一方が引越してきた場合】</p> <p>□申請する経費は、当該同居開始日（婚姻日から起算して過去1年以内で夫婦の氏名が記載された賃貸借契約の契約変更日）以降でかつ令和8年4月1日から令和9年3月31日までの支払分となっていますか。</p> <p>【婚姻前に夫婦で新たな賃貸住宅に、婚姻をきっかけとして引越した場合】</p> <p>□申請する経費は、婚姻日から起算して過去1年以内で当該物件の賃貸借契約に基づいた契約締結日以降でかつ令和8年4月1日から令和9年3月31日までの支払分となっていますか。</p>
□	<p>【夫婦の一方または両方が会社等に勤務している場合】</p> <p>・申請する引越に対応する月の給与明細書の写し</p> <p>□該当する場合、夫婦2人分のものでそろっていますか。</p> <p>※手当を受けていない場合でも、<u>給与明細書の写しを提出してください。</u></p> <p>※申請する支払い月に給与所得があった場合は、申請時点で離職している場合でも提出が必要です。</p> <p>※自営業である場合、または申請する引越の支払月以前から無職であった場合は、同意書兼誓約書（第3号様式）の該当する箇所にチェックを入れてください。この場合、給与明細書の提出は不要です。</p>

★各種領収書について

※スマートフォンのスクリーンショット画面の印刷は認められません

- ・銀行の口座振替や振込による支払いの場合であっても、必ず大家、不動産会社等に領収書の発行を依頼してください。原則として、通帳の写しや振込明細書は領収書の代わりにできません。なお、領収書の発行には手数料がかかる場合があります。
- ・クレジットカードによる支払いの場合は、カード利用明細書が領収書の代わりとして認められています。

※支払日や振込先名など確認項目が領収書に書かれていない場合、不足項目が確認できる通帳の写し等の提出を求めることがございます。

★クレジットカードWeb明細を利用している場合

支払者の氏名、金額、支払の内容または支払先の名称、カード利用日の記載がある利用明細画面を印刷してご提出ください。

★オンライン発行書類の提出について

- ・紙の原本がない書類（契約書、領収書、給与明細、電子通帳、クレジットカードの利用明細など）につきましては、一覧等に整った PDF ファイルを発行元からダウンロードし、印刷したものを提出してください。

会津若松市役所 シティプロモーション課（本庁舎4階）

TEL 0242-39-1202（直通） FAX 0242-39-1402

✉ promotion@tw.city.aizuwakamatsu.fukushima.jp

（電話受付時間 平日午前8時30分～午後5時15分 年末年始を除く）